

山口県第二種免許取得支援事業費補助金に関するQ&A

Q. 短時間勤務従業員の定義は何ですか。

- A. 次のいずれにも該当する者としてします。
- ・一週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い者
 - ・事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者

Q. 第二種免許取得のための教習はいつまでに修了する必要がありますか。

- A. 令和9年3月31日までに第二種免許取得のための教習を修了する必要があります。
- 3月～4月の年度を跨いだ教習は補助対象外になりますのでご注意ください。

Q. 「普通第二種免許」所有者が新たに「大型第二種免許」などを取得するための教習経費も対象となりますか。

- A. 対象となります。
- ただし、乗用の許可のみを持っている事業者が、既に普通第二種免許を取得している従業員に大型第二種免許を取得させる等の、業務に直接関係ない免許の取得費用は補助対象とはなりません。

Q. 二種免許取得のための受検資格特例教習も対象となりますか。

- A. 対象となります。
- ただし、補助上限額は大型二種 27 万円、普通二種 12 万円になります。

Q. 第一種免許取得やAT限定解除の教習経費も対象となりますか。

- A. 対象となりません。

Q. 免許センターで支払う手数料は対象になりますか。

A. 対象となりません。

Q. 消費税及び地方消費税は対象になりますか。

A. 対象となりません。

Q. 採用予定の従業員について、採用前に第二種免許を取得させるための教習費用についても補助対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、二種免許取得後、県内において3か月以上運転士として雇用する必要があります。

Q. 既に事務員として雇用している人員について、配置転換等で運転士として雇用するにあたって第二種免許を取得させるための経費は補助対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、運転士として雇用する場合（事務員等との兼務も含める。）に限ります。

Q. 状況報告書はどのような場合に提出する必要がありますか。

A. 実績報告時に「第二種免許を取得したことが確認できるもの」又は「第二種免許取得後に、県内において3か月以上運転士として雇用していることが確認できるもの」を添付できない場合、翌年度の9月30日までに提出が必要です。なお、第二種免許取得後、県内において3か月以上運転士として雇用ができなかった場合には、補助金を返還する必要があります。